

高齢者・障害者従事者等による虐待防止研修
類型別のポイント

④介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

- ・いわき市権利擁護アドバイザー
- ・上田晴男

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型(例)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型 (例)

① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

- ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。

- ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。

など

② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
- ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。

など

③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

- ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。

など

④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置

- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。
- ・必要なセンサーの電源を切る。

など

⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

- ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。

など

放棄・放置

① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

【具体的な例】

・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。

- ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など

② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為

【具体的な例】

- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
- ・本人の嚥下できない食事を提供する。など

③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為

【具体的な例】

- ・移動に車いすが必要であっても使用させない。
- ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など

④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置

【具体的な例】

- ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。など

⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

ii 介護・世話の放棄・放任

介護の放棄・放任（ネグレクト）の要因

状態要因

- 利用者・職員の状態評価
- 職員の障害・疾病等
- ストレス等の状態

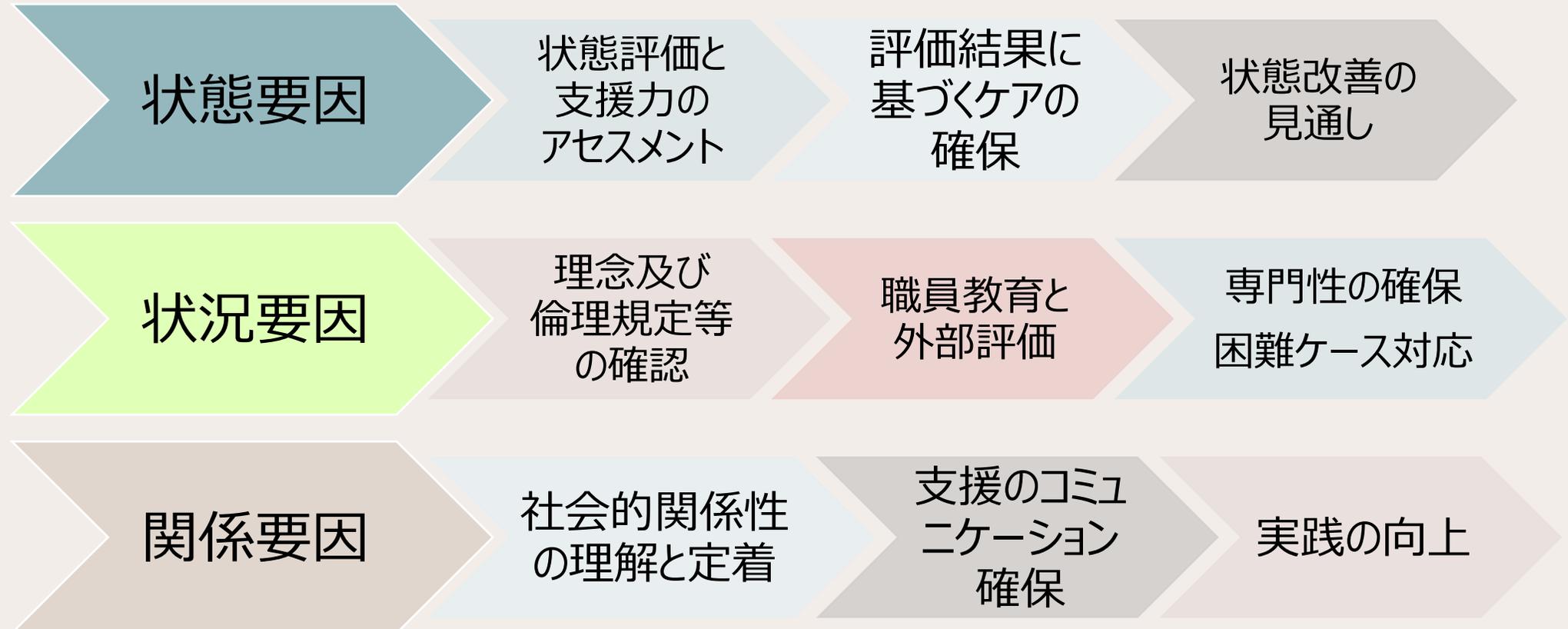
状況要因

- 理念・倫理観の欠如
- 過重労働
- 運営管理の形骸化
- サービス低下

関係要因

- 支配・被支配の関係性
- 個人的関係性（支配 # 被支配）の蔓延
- 職員間のコミュニケーション欠如

ネグレクトへの対応



【エピソード①】 他の職員が不適切な対応をしても見て見ぬふり

本人：80代 女性 要介護4 高齢者施設入所中

職員Cさんはナースコールを何度も押してしまう本人に対して、「用事がないのだったら押さないで！」と本人の手の届かないところに置いて、部屋を出てった。同じ部屋でほかの入所者の対応をしていた職員Dさんは「それは虐待になるよ」なんて言ったら騒ぎになるかと思いそのままにしていた。

⇒Dさん自身が行った行為ではないので虐待にはならない？

A.これは明らかにネグレクトになります。自ら虐待行為をしなくても、それを放置していた行為は役割を放棄したと考えられます。

【エピソード②】 処方通りの服薬をさせない

本人：70代 男性 要介護3 軽度認知症 高齢者施設入所中

食後の服薬介助の際に本人は服薬を嫌がり、職員Eさんは「この薬を飲んでも認知症の症状が軽減されてないし飲まないでいいよね。」と服薬させませんでした。

⇒日常の生活を見ている職員だから職員の判断で服薬させないことは虐待にならない？

A.服薬は医師の診療に基づいて処方されたものと考えられます。その服薬を職員の個人的な判断でさせないという行為は明らかに介護放棄といえます。処方に疑問があれば医師に確認して、本人が嫌がっているのであればその様子を伝えて代薬等を含めて検討すれば良いと思われれます。

ご清聴
ありがとう
ございました。

